

2021年4月

利用制限届出の手引き

2021年4月1日付けで改正種苗法の「利用制限制度」が施行されたことに伴い、「利用制限届出の手引き」（2021年4月1日版）が農林水産省食料産業局知的財産課種苗室により公表されました。本制度により、育成者権者（以下、「**権利者**」といいます。）は、

- (i) 登録品種について意図しない国への種苗の持出しを制限すること（**輸出先国制限**）
- (ii) 登録品種について意図しない日本国内地域での栽培を制限すること（**生産地域制限**）

が可能になりました。

本手引きはこれらの利用制限制度に関するものです。

ところで、同年4月9日には、「改正種苗法経過措置による輸出先国の制限に係る届出品種」と題する書面が公表され、りんごの「会津のほっぺ」、ぶどうの「シャインマスカット」など1900種類以上の登録品種および出願中品種が持ち出し禁止の対象となり、海外へ持ち出すためには権利者の許諾が必要となりました。

今後も持ち出し禁止となる品種が増加することが予想されますので、取扱いには注意する必要があります。

1 輸出先国制限

(1) 利用例

例えば、権利者が登録品種の農作物を海外へ輸出しようとしている場合において、意図せずに種苗が海外へ持ち出され、他国で産地化されることを防止したい場合に本制度を利用することが考えられます。

(2) 手続・効果等

ア. 時期・手続

2021年4月1日（改正法施行日）以降、「輸出先国の制限に係る特例届出書」は出願と同時に農水省食料産業局知的財産課種苗室登録チームへ提出しなければなりません（種苗法21条の2第1項）。

なお、改正法附則3条1項により、以下の経過措置が認められています。

2021年4月1日時点における出願品種又は登録品種については、「輸出先国の制限に係る特例届出書」が同年9月30日中までに到達すれば、輸出先国の制限が認められます。同年10月1日以降に到達する場合は、認められない点に注意を要します。

(ウ) 品種登録の公示がされた日の翌日以後は、種苗や種子の販売業者は、登録品種の種苗を譲渡^{※1}する場合に、種苗又は包装への表示義務^{※2}が課されます（種苗法 21 条の 2 第 5 項、6 項、22 条 1 項、55 条）。

なお、上記表示義務に反すれば 10 万円以下の過料に処せられます（同法 75 条）。

※1 「譲渡する場合」とは以下の行為をいいます。

- ・登録品種の種苗を譲渡する行為
- ・登録品種の種苗を譲渡するために展示や広告をする行為

※2 「表示義務」とは以下のものをいいます。

- ・品種登録がされている旨の表示及び利用制限がある旨の表示

(3) 留意点

出願時の「輸出先国の制限に係る特例届出書」において指定した国は、それが公示された後は取り消すことができません（種苗法 21 条の 2 第 2 項）。品種登録後に種苗の輸出行為の制限自体を取りやめることはできますが（同法 21 条の 4 第 1 項）、個々の国を選択して取りやめることはできません。

また、品種登録後は、指定国を追加（権利者の許諾が不要となる輸出国の追加）することができます（同法 21 条の 3 第 1 項）。ただし、追加した国は、それが公示された後は取り消すことができません（同 2 項）。

(4) 公示方法

利用制限の内容は、以下の方法により公示されます。

- ・官報による公示（出願公表時及び品種登録時）。
- ・農林水産省品種登録 HP にて公表。
- ・品種登録簿に記載。

2 生産地域制限

(1) 利用例

例えば、権利者が、特定の日本国内の地域に限り開発した品種の栽培をすることとし、登録品種を用いた産地づくり・地域ブランド化を進めたい場合に本制度を利用することが考えられます。

(2) 手続・効果等

ア. 時期・手続

- ・2021 年 4 月 1 日（改正法施行日）以降、「生産地域の制限に係る特例届出書」は出願と同時に農水省食料産業局知的財産課種苗室登録チームへ提出しなければなりません（種苗法 21 条の 2 第 1 項）。
- ・必ず都道府県や市町村等、収穫物を生産する地域を指定する必要があります。
- ・産地づくり以外の目的で指定地域を定めることはできません。

イ. 効果等

(ア) 農業者は、指定地域内では権利者の承諾なく、種苗を栽培して得られる収穫物を生産する行為ができます。他方、指定地域以外では、権利者の許諾を得ない限り、このような行為はできません。

(イ) 品種登録の公示がされた日の翌日以後は、種苗や種子の販売業者は、登録品種の種苗を譲渡^{※1}する場合に、種苗又は包装への表示義務^{※2}が課されます（種苗法 21 条の 2 第 5 項、6 項、22 条 1 項、55 条）。

なお、上記表示義務に反すれば 10 万円以下の過料に処せられます（同法 75 条）。

※1 「譲渡する場合」とは以下の行為をいいます。

- ・登録品種の種苗を譲渡する行為
- ・登録品種の種苗を譲渡するために展示や広告をする行為

※2 「表示義務」とは以下のものをいいます。

- ・品種登録がされている旨の表示及び利用制限がある旨の表示

(3) 留意点

「1 輸出先国制限」と異なり、経過措置はありません。

出願時の「生産地域の制限に係る特例届出書」において指定した地域は、それが公示された後は取り消すことができません（種苗法 21 条の 2 第 2 項）。品種登録後に制限自体を取りやめることはできますが（同法 21 条の 4 第 1 項）、個々の地域を選択して取りやめることはできません。

また、品種登録後は、指定地域を追加することができます（同法 21 条の 3 第 1 項）。ただし、追加した地域は、それが公示された後は取り消すことができません（同 2 項）。

(4) 公示方法

利用制限の内容は、以下の方法により公示されます。

- ・官報による公示（出願公表時及び品種登録時）。
- ・農林水産省品種登録 HP にて公表。
- ・品種登録簿に記載。

以 上